

石本平兵衛と御勘定所御用達

安藤, 保
鹿児島大学名誉教授

<https://doi.org/10.15017/3700>

出版情報 : 史淵. 142, pp.1-32, 2005-03-10. 九州大学大学院人文科学研究院
バージョン :
権利関係 :



石本平兵衛と御勘定所御用達

安藤保

はじめに

天保四年十一月十七日、石本平兵衛への御勘定所御用達の仰せ付けが内定していたと考えられるが、公式の仰せ渡しは翌五年二月廿四日、勘定奉行役宅において行われた。⁽¹⁾この時、御目見の願いを出し、同年五月には御目見が許された。百姓身分のままでの御勘定所御用達就任は前例がなく、異例のことであった。石本家の御勘定所御用達の役は、同八年、六代当主勝之丞へ引き継がれ、同十三年の「家難」まで継続したものと考えられる。

石本平兵衛の勘定所御用達については、松田唯雄著『天草近代年譜』の天保五年四月四日の項に、「御領村銀主石本平兵衛、年々上ケ糶、非常備冥加銀、其の外奇特の行ひを褒賞せられ、是節江戸御勘定所御用達下命、扶持方三人扶持下され、永々帯刀御免、居屋敷高七石余年貢諸役免除せらる」とあることにより、下命の事実と、それに伴う特権の付与については周知するところであるが、平兵衛が御用達になるまでの過程については今まで検討されたことはなく、何ら知られていない。長年にわたる石本家の奇特の行為に対して、幕府が異例の特権付与で報いたと言うのが表面上の流れであるが、御勘定所御用達任命までの経緯を見るとそう単純なものではなく、

平兵衛、天草を管轄する長崎代官やその属吏、さらに幕府勘定奉行以下の諸役人などの意向と利害が絡まった結果が、この異例の御勘定所御用達^②を出現させた^②と見る事ができる。

石本家は寛永期に長崎から天草へ移住したとされるが、その後は長崎との関係は絶えており、新たに長崎平戸町乙名石本庄五郎家と本末の関係を確認するのは寛政期のことである。本末関係の新たな確認により長崎進出の足かがりを得た石本家は、文化十一年、石本庄五郎の舎弟を主人とし、阿部卯八郎を名義人とする商業・利貸しの店を出し、文政元年には松坂屋長崎店として独立した。さらに同五年には入札株を入手して唐紅毛品の取り扱いは商人となり、薩摩藩の持ち込む琉球産物を取り扱うことも加わって、長崎奉行所・諸藩・長崎宿老以下の町役人などとの関係も密になっていった^③。また、石本本拠の天草では、地主・船持ち商人・小売り商人・商品生産者として成長して天草有数の銀主となっていたが、文政元年には掛屋役(小山清四郎と相役、同六年よりは一手役)となり、年貢銀取扱に関して長崎代官所との公的關係も深まったことは勿論であるが、長崎代官高木家・元締上野伸右衛門などは私的にも深い結びつきができていた^④。

しかし、このような人脈などは、平兵衛が御勘定所御用達となる事ができた外的条件であり、そもそもは「兼而支配はなれ之内心御汲取、御用達之名目被仰付候もやう相違無之」(六八三八―一)と平兵衛自身が言っているように、別の身分となり代官所支配を離れたいという平兵衛の願望に根ざしていた^⑤。この願望を汲み取って実現に向かつて動く人々がいたのであるが、その背景には石本家の富があった。御用に立つ者をそれにふさわしい役に付ける、というすつきりとした正当な理由が表立っては付けられていたが、その背後では、平兵衛が御勘定所御用達となるまでの過程に多くの金が動いていた。平兵衛の代理人として折衝の中心を担った上野伸右衛門との関係は、まさにギブアンドテイクという関係が露骨に出たものと言えよう。

本小論は、一長崎代官の上申、二御勘定所御用達、三決定までの過程、四上野伸右衛門との関係、の四小節か

らなるが、紙数の都合上、二までをここでは述べ、他は別稿に譲る。⁽⁶⁾

一 長崎代官の上申

上野伸右衛門は、石本平兵衛が御用達となることが決定した時、平兵衛を称して「日本第一類無之奇特者」（九〇〇五）と呼んだ。平兵衛を御用達に仕立て上げた第一の功労者であるから、最大限の賛辞を呈することは当然であるが、それが「奇特者」であったのである。まさに、石本家・平兵衛は奇特の家・奇特者として名を幕府に知られていたのである。「奇特」という曖昧ではあるが、幕府褒美の対象となるこの語は、石本家および平兵衛を常に纏う衣のようなものであった。困糶・困穀・上糶・新田開発などはことごとくこの奇特＝奉公として、褒美の対象となってくる。御用達就任後の天保七年までの直接関係する部分を褒美との関係で概観すれば、小菅納屋への糶五〇〇石の上納および四〇〇〇石の繰り上げ納（天保三年）↓ 平兵衛・勝之丞父子へ一生の内帯刀御免・三人扶持（同年）↓ 冥加のため上糶永続用に備田（同四年）↓ 御用達（同五年）↓ 冥加として一万五〇〇〇石の困穀願い出、と続いている。この流れの前提となった村方救済の状況などを長崎代官の上申書で確認することから始めよう。

1 石本家の村方救済と奉公

天保三年十月、高木代官は石本平兵衛の奇特について縷々述べ、永々帯刀御免、相応の扶持、居屋敷の年貢・諸役を免除すること、を求める上申を行った。

この上申書（一五九一〇）により、石本家の当時の状況と平兵衛などの公儀への奉公および在地に対する救済など、すなわち「奇特」についてみると、つぎの通りである。

①家の状況：曾祖父平兵衛以来農業に出精し、天草郡村々に出作り分とも高一三〇〇石余、近国などの分を合わ

せると凡そ二〇〇石程の高を所持している。家内は一人、下代・下女・下男は七六人である。

②先祖の奇特：祖父平兵衛は、寒に入れば、困窮者へ粥・綿入等を施し、水旱損や火災流行等による難儀と聞けば、遠方迄も米穀塩噌衣類食物等を贈り、また、天明二年には村々へ夫食米を差し出した。親勝之丞は、寛政の百姓相続方仕法に際し多額の貸し銭の棄捐を行い、同十一年の御領村火災には、自家も類焼しながらも品々を施し、仮小屋を建築して数十人を収容した。さらに、祖父平兵衛以来貯えた錢三〇〇貫文を郡中危難の節の夫食料として島原藩役所へ預け、居村には粃二〇〇石宛を毎年蔵囲いして、非常に備えている。

③平兵衛の奇特：文政五年、牛深における沈没唐船の引き上げに尽力し、褒美銀十枚を受けると共に永々苗字名乗りを許された。その他の村方などへの救済行為を列举すれば、表の通りである。

④諸家への用達：近国諸藩へも立ち入り調達金に応じるが、格式等の付与は辞退し、辞退できない場合は、受けてもその特権を利用することはなく、衣服・持ち物・食事に至るまで質素儉約を専らにして、質朴な生活を行っている。

⑤病者への手当：疱瘡に罹患した病人に対しては、他国より治療薬を取り寄せ、世話する

⑥親への孝養：年老いた継母に対し、神仏参詣に際しては自ら親を背負って詣り、また、両便その他の世話を厭わずに行う。

右により、平兵衛が奇特筋を心懸け、御用に立つ者であるとした上で、「去ル申年中為御褒美銀拾枚被下、永々苗字相名乗候様被仰付候儀、誠骨髓ニ徹し難有奉存、弥以身分相慎出精仕、少し成共御奉公筋ニも相成候様物入も不厭、郡中窮民救筋等粉骨細へ碎身を尽罷在、年々手元ニ救困穀仕候二付、已来永々粃五百石宛は御救穀之内江御差加之儀願出候二付、取調当辰春中奉伺候処、願之通被仰付小菅御納屋江上納仕、猶亦此節粃四千石は繰越納之儀願出、是又願之通可相納旨被仰付、孝心もの之上、奇特諸人ニ勝れ、近国諸家ニ而も相用、家柄も相応

表

新田開発	<p>人口に比した耕地不足解消の為、新田築き方功者を近国より招聘し、自費による新田開発を目論見、見取請等を行っている場所が多い。</p>
借銀肩代わり	<p>丁錢七五〇貫文余の借財により他領移りを余儀なくされた御領村などの百姓五人を、農業出精者であるとして他銀主よりの借財肩代わりを行い、牛馬農具等の貸与し、小作料を免除して在り付かせる。</p>
諸棄捐	<p>御領・佐伊津・広瀬三村の百姓八六三人の小作錢米粃二三三石余・丁錢四一一貫余文・薩摩芋五万九五九七斤・塩一斗五升入五八三七俵があるにもかかわらず小作替えをせず棄捐、別に御領・佐伊津領村の極貧百姓二〇五人へ貸付錢九六〇六貫余文も棄捐。天保二年迄の村々への施し分の合計は、米粃大麦一三九六石余・塩五九八七俵・鍋釜八三・丁錢三万三九一七貫文・古着三五〇・作徳米四五〇石余。</p>
益田村復興	<p>安永六年疱瘡の流行により一村潰れとなった益田村を祖父より三代にわたり世話し、移入百姓を行い、率先して農業に励まし、先庄屋血筋の者を庄屋に直す。</p>
火災時の救援	<p>文政六年牛深村・同七年御領村・同九年崎津村の被災者を救済する。近国でも、食物・衣類・畳・竹木等を相応に送り、金銀米穀等も無利・低利で融資し、家再建の場合も自ら材木を吟味して安価にし、また抱えの大工を派遣して費用を省くことを行った。</p>

二相聞、是迄御料所之内、奇特之もの多御座候得共、窮民を憐、救穀永々上納等之儀心懸候ものも無御座哉二承、此者は別段之儀ニ御座候」と、沈没船引き上げに對する褒美が更に奉公の志を篤くさせていることを指摘し、幕府の救済備蓄穀として毎年糶五〇〇石を上納、更に八年分の繰越納を願ひ出て、許可されたことを特に強調し、奇特之心がけの者は多いが、このような窮民を憐れみ、永々の上納等を心懸けた者は未だ聞かず、特別な者であるとし、頭書の褒美を求めたのである。

幕府はこれに對して、三年十二月、平兵衛・勝之丞父子へ一生の内帯刀御免と永々三人扶持を与えること⁽⁷⁾で応えた。

石本家の奉公とそれへの幕府の対応の概要は、右の史料と重複する部分もあるが、平兵衛から勝之丞へ御勘定所御用達が交代する天保八年に作られたつぎにより知ることができる。

御勘定所御用達石本平兵衛ハ、御代官高木作右衛門支配所肥後国天草郡佐伊津村百姓ニ而、高三千石余所持致し、身元宜ものニ有之、天草郡之内火災水難其外難儀之ものへ合力手当等致し、其上多年心懸ケ候丁錢三千貫文差出、非常之ため夫食貯置、其段申上、文化三寅年より猶又糶式百石ツ、年々差出御困ニ相成居、其外唐船沈船ニ相成候節等、品々奇特之取成し候ニ付、文政六末年為御褒美銀十枚被下置、永々苗字相名乗候様被仰渡候処、其後弥御国忠を弁、倅勝之丞一同実意を尽し、難儀之ものを勞り、其上公義のため作徳米之内を以糶五百石ツ、去ル辰年より年々上ケ糶仕、窮民御救御困ニも相成候様仕度段相願、奇特之儀ニ付、願之趣承届、其段天保三辰年三月申上置候処、右上ケ糶之儀ハ兼而非常之節窮民御救ニも相成候様仕度心得ニ御座候処、小石数ニ而ハ御遣方之御見合にも相成兼可申旨を以、翌巳年より八ヶ年分糶四千石新穀行替繰越納之儀平兵衛并倅勝之丞一同相願候ニ付承届、其段申上置候儀ニ有之、遠路ニ可有之所、右躰窮民御救御備之ため永々上ケ糶相願、猶又繰越納之儀等倅勝之丞一同申立候段奇特之儀ニ付、去ル辰年十二月為御褒美、平兵衛父子一生之内

帶刀御免、御扶持方三人扶持永々被下置候、然ル所平兵衛儀、万一凶年等有之非常御救被仰付節ハ、相応之御用途相勤申度旨、高木作右衛門方江相願候ニ付相糺候処、一躰手厚ニ相暮候もの之儀ニ付、金貳万兩程之御用被仰付候共差支仕候ものニ無之候間、兼而御用被仰付身分ニ被仰渡候様仕度旨、作右衛門申立候ニ付、御勘定所御用達被仰付候様仕度旨申上候処、天保四巳年十一月十七日、御勘定所御用達被仰付、御扶持方三人扶持被下置候旨被仰渡、同日平兵衛儀年々糺五百石、上納、其上品々奇特之取計有之候ニ付、為御褒美永々帶刀御免、且居屋敷高七石余御年貢諸役免除被仰付、同五年五月出府之節々年始御目見被仰付候旨被仰渡、同月御勘定所御用達被仰付候冥加之ため、糺一万五千石ツ、去ル午より卯迄十ヶ年ニ割合、一ヶ年千五百石ツ、團糺致し、非常御救筋御座候節之一助ニも仕度段申立候ニ付承届、其段御届申上候、同年七月御国益等之儀厚心懸ケ候ニ付、別段之訳を以、八朔・歳暮・五節句・月次共御目見被仰付候旨被仰渡、四月廿八日月次御礼御目見被仰付、同年八月年始御礼之節、三本入扇子箱差上物仕度旨平兵衛相願候ニ付、其段相伺候処伺之通被仰渡、翌未年正月十日御当地出立、帰郷仕候（二五七五）

天保三年上申書と異なるところは、つぎの諸点である。

- ①持高が二〇〇〇石余から三〇〇〇石余へと一〇〇〇石の増加となっている。
- ②文化三年より糺二〇〇〇石を毎年差し出し、備蓄していることが付け加えられる。
- ③小菅納屋への毎年糺五〇〇〇石の上納などにより、扶持米と格式が与えられた事実の記載。
- ④非常の際は相応の御用途を勤めたいとの平兵衛の願いにより、二万兩程の調達は可能な身上であるので、御勘定所御用達に仰せ付けられるように高木代官の上申により許可され、永々帶刀御免・扶持・居屋敷年貢諸役の免除が認められた。
- ⑤御用達を仰せ付けられた冥加して、糺一万五〇〇〇石を十ヶ年割賦で団穀とする新たな願い出がなされた。

⑥八朔・歳暮・五節句・月次の御目見得が許され、年始時の献上物が許される。

右の内、御勘定所御用達になるために付け加えられた④の二万両の準備、⑤の新たな困穀の取り扱いは、石本家にとっても重要な問題であった。とりわけ④は、平兵衛が御用達辞退も考えるほどの問題となっており、これが②記載の不正確さとも相俟って、石本家は長崎代官および直接御勘定方などへ御用達任命を働きかけている上野伸右衛門への不信感を募らせることもあったのである。^⑧

二 御勘定所御用達について

上申書や交渉の過程に出される請書などの内容には疑わしい部分があったとしても、最後には、平兵衛に対し、天保五年二月廿四日、御勘定所御用達が仰せ付けられ、三人扶持が申し渡された。さらに改めて、御勘定所御用達石本平兵衛へ対して「其方儀、年々上ケ粃其外品々奇特之取計も致し、其上冥加のため非常之節御用途相勤度旨申立候段、重々奇特之儀二付、為御褒美永々帯刀御免、居屋敷高七石余之分、御年貢諸役免除被仰付之」と、老中水野出羽守の差図により勘定奉行土方出雲守宅で、勘定組頭大竹庄九郎、勘定差出方佐藤重兵衛・若田亀五郎、高木作右衛門手附沢田和三郎が列席して仰せ渡された。^⑩

(1) 勘定所御用達の格式

では、御勘定所御用達とはどのような格式を持つ者であろうか。

格式を明確にするのは、その行動・取り扱い規定であるが、上野・平兵衛ともにその扱いは多分に気になったようであり、情報が入り次第すぐさま上野は伝え、平兵衛もそれをきちんと記録に留めている。^⑪

今まで例のなかつた百姓身分で御勘定所御用達となると言うことのために、土地の支配と身分との關係を調整することに勘定方でも苦勞したようである。さらに、直接天草を支配する長崎代官所は、どのような取扱いになるかについて関心を持たざるをえなかつた。羽倉外記は、「前々勤来り御用達之向被聞合中ニ候ハ、別段伺等に取極り御儀も可有之哉」と前々から勤めている御用達に聞き合わせたならば分かるであろうとして、代官所が直接関わる事項について問い合わせている。

A

- ① 一諸御祝儀殊其外御触等は御勘定所より直ニ御達しニ相成、在府無之節は、名代江御達ニ相成候哉
- ② 一右ニ付御祝儀等申上之儀も直ニ被罷出、在府無之節ハ名代ニ而相濟候哉
- ③ 一御祝儀事并年始其外呈書被差出候哉、右向々文格宛書等振合有之候哉
- ④ 一御老若方并御支配筋、其外々江罷出候節も刀は玄関江持上り、畳敷江被差置候哉
- ⑤ 一駕被用候儀振合も有之候哉
- ⑥ 一年始其外御礼被罷出候節并平日御用向にて被罷出候節々、衣服供連之振合有之候哉
- ⑦ 一屋敷一ツ御年貢諸役御免除ニ付、境杭建認方等振合有之候哉、且屋敷構門長屋之つら頭、御用提灯又は非常之節自分紋目印之高張等振合有之候哉
- ⑧ 一道中先触并伝馬町馬触等は、自分名印にて被差出候哉、左候ハ、御殿江印鑑被差出候事ニ候哉
- ⑨ 一道中筋御関所通手形は如何被取計候哉
- ⑩ 一九州筋私領口留番所往来之儀、自分預りニ被致候哉
- ⑪ 一道中筋御定賃錢を以繼送之品、大体目当極り払有之哉
- ⑫ 一同断休泊之儀、御用筋ニ寄り木錢・米代払、其余は旅籠払も可有之、上下人数目当極りも候哉

⑬ 一下代之者旅行之節も、右ニ准し目当て極りも候哉、且自分名印之添触被相渡候哉

⑭ 一年々家内人別書上ケ并宗旨証文等は自分名印にて夫々被差出候哉（一一一三二）

すなわち、右は、（１）触達・文書に関する事項（①）～（③）、（２）帯刀に関わる事項（④）、（３）駕籠利用（⑤）、（４）服装規定（⑥）、（５）免除地の四至傍示の仕方と御用挑灯などの使用（⑦）、（６）通行に関する事項（⑧）～（⑬）、（７）家族調べと宗門改め（⑭）、に纏められる。触・達の伝達方法の変更、通行のあり方には細かな問い合わせがなされ、代官所が確認しなければならなかった事項が示されるが、御用達になった場合、最も大きく変わる人と土地の支配については問い合わせていない。

Aの問い合わせに対し、幕府は平兵衛用として決定した心得・行動規範を長崎代官所へつぎのように伝達した。

B 書取（六四九九）

イ一御用達身分之儀ハ住所支配之奉行、御代官支配之宗門改之事

ロ一御用向之儀ハ支配人ニ不拘御勘定所江直ニ申出候事

ハ一代替り家督見習等之儀、支配人ニ不拘直ニ御勘定所江申出候事

ニ一肩衣勤勿論ニ而、御用懸り之節ハ縁り取袴、外羽織着之事

但、下代共儀、平日羽織并脇差帯候事

ホ一御勘定所江玄関通り、御通りこし、御座江罷出候事

ヘ一帯刀之御用達ハ一兩人ならてハ無之、右証ハ御勘定所玄関、御城中江も刀持通り之事

ト一御紋付挑灯御渡候儀、諸座之外無之

チ一御用挑灯用候儀ハ勝手次第、表へ御勘定所附御用達と小文字ニ記候事

リ一自分玄関御用挑灯、高張勝手次第、「非常」之節ハ自分紋小丸之小高張已来用不苦候由、自分屋敷開門へひ

らき門の袖小くくり江の出障子不苦、尤不目立様之事

又一道中自分先触、御定賃錢、手代共之儀ハ其主人添触之事

ル一所持之田畑名前之儀、存寄次第之事

但、在方之もの御用達相成候儀、古来より無之御座候処、田畑所持故、夫々支配人相立、右名前ニ而所持致候間、類例之通致候共不苦由之事

オ一年始拜礼ハ勿論、都而御目見被仰付候儀付、吟味所ニ而白洲江呼出候節ハ時々前以伺、土間江可出事之由
ワ一右之通ニ候へ共、一通り尋筋等之儀ハ不及伺、縁江罷出候由之事

カ一評定所江御用達之もの御吟味筋ニ而御呼出之例無之、難分由

ヨ一諸役所江御用向ニ而御用達罷出候節、脇差いつれ迄も帶、帶刀之もの一兩人ならてハ無之故、奉行所々ニ而違候へ共、中之口并御勘定所玄関江刀持上り候上ハ其心得を以取扱不苦由之事

タ一御紋拝領無之、御用達ハのしめ以上成由之事

但、御三家御三卿方江立入御紋被遣候向ハ其家々江参候序ニ諸向江立寄候間、支配人役所、御勘定所、御殿之外ハ不苦由之事

レ一御用達御扶持之儀ハ本人より書取奉行宛之手形ニ而御勘定奉行衆御御裏書ニ成候由之事

但、本文之通りニ候へ共、在方之もの御用達之例無之ニ付、取組伺之上追而可申上事

ソ一年始暑寒向々出状之儀、布衣以上は直宛ニ不致、布衣以下ハ肩苗字様見計書状差出来候得共、其住居先
キ支配人并御勘定組頭江ハ支配ニ付、用人宛ニ致差出、平御勘定懸り々江は諸苗字様片苗字様杯ニ而多ク
書状差遣、区々之由之事

ツ一右は是迄御用達之もの江問合御懸り大竹殿江内伺仕候処、是迄之御用達通ニ心得候様、尤難分儀は時々是

迄之御用達江問合、其通ニ致可然旨御談御座候

右之通ニ御座候ニ付、為御心得申送候、平兵衛江も為御心得可被下候、以上

巳(天保四)十一月

A・Bは、(1)：ロ・ハ・ソ、(2)：へ・ヨ、(3)：なし、(4)：ニ・タ、(5)：ト・チ・リ、(6)：又、(7)：イ、のように、ほぼ対応するものが多いが、不完全な項目(イ)があつたり、対応しない項目(ホ・ル・オ・ワ・カ・レ)もある。

長崎代官所が細部にわたり明確にしておきたかつた通行に関する(6)は又の一条に纏められたの⁽¹²⁾に対し、年貢諸役免除地の範囲確定の仕方と御用挑灯などの使用が一ヶ条に纏められていた(5)は箇条が分けられ、新たにAに対応しない箇条が付けら加えられた。

(5)の内、免除地の四至勝示の仕方については何も指示せず、御用挑灯などの使用については、御紋付き挑灯を禁止し、御用挑灯の場合も裏へ小文字で「御勘定所附御用達」と記すように細かく指示しており、過度に幕府の権威を誇示する事がないようにとの注意がなされている。付け加えられた箇条は、「在方之もの御用達相成候儀、古来より無之」とあるように、百姓身分でありながら武士と同等に扱われる身となつた石本平兵衛への扱いに混乱が生じるのを防ぐため、その取り扱いを明確にする必要から出されたものであり、石本の御勘定所御用達就任が特異であつたことを示す部分である。

それでは、人と土地の支配どのようになっていであろうか。

人の支配は「御用達身分之儀ハ住所支配之奉行、御代官支配之宗門改之事」と、奉行支配でありながら宗門改めは代官支配という二方向からの支配を受けることになっている。しかし、既に平兵衛父子は帯刀御免、扶持を与えられたことにより、四年二月「当宗門改より家族一同踏絵除、一紙証文ニ引直、諸達・御触事等は別達ニ取

計」⁽¹³⁾うこととなっており、一般の百姓とは異なる扱いとなっていた。御勘定所御用達となった後の宗門に関する報告は、名子百姓に至まで平兵衛から御勘定所へ直接なされ、「御代官支配之宗門改」とはなっていない⁽¹⁴⁾。

宗門改めの規定と実際との間にこのようなズレがあったためか、平兵衛の身分取扱いに特に注意する必要を感じた代官所は、五年八月、勘定所へつぎの伺い書を出している。

私御代官所、肥後国天草郡佐伊津村罷在候石本平兵衛儀、此度御勘定所御用達被仰付、永々帯刀御免・居屋敷高御年貢諸役免除被仰付候二付、同人身分取扱方之儀、左ニ奉伺候

一石本平兵衛儀、御勘定所御用達被仰付候上は、以来御奉行所御支配ニ相成、私支配は相離候儀と心得可申哉
一平兵衛儀、身分筋二而私方江罷出候節は、玄関より応対所江相通、手付・手代共同席二而応対為仕可申哉

〇八三

すなわち、前条は長崎代官所支配から離れることの確認であり、後条は、玄関から応対所へ通り、手代同席で応対する身分であることの確認である。これに対する答は、「書面伺之通可被相心得候」(七〇八三)と、奉行所の直支配と心得るようにと厳命した上で、後条を当然とすることは、「其方玄関通為致、手付・名代共応対振之儀、被相伺候得共、御殿江罷出候節席江通、於奉行所玄関江刀持上候上は、書面伺之儀難及沙汰候」(七〇八五)と、江戸においても御殿へ通り、奉行所でも玄関から刀を持って通るのであるから沙汰にも及ばず、当然であると言うものであった⁽¹⁵⁾。

また、土地支配については、「地方御用向御年貢納方之儀被相伺候得共、都而田畑御年貢之儀は、其村之名主方江取立候儀二而、其方役所江平兵衛直納いたし候儀有之間敷、万一平兵衛儀、不納差勤候程奇特之身分ニ相成候ハ、其節々取計方可被相伺候」(七〇八五)とあり、田畑の年貢納入などは村役人が行い、平兵衛から代官所への直納ではないとした。ただ、平兵衛が年貢納入を行わなくてもよいとの特別な身分になった場合は、その時に

伺い出るように付け加えている。

居屋敷地外の田畑については、同七年には「身分離相成候二付、田畑引離」との認識が代官所より示され、つぎのように七月十二日、村方へ達するよう指示している。

石本平兵衛所持田畑之内、居屋敷免許地之外、村々ニ有之候田畑御年貢米銀納方并諸役触宛等之儀、別紙一筆限請書之通相心得、村方ニ而別段引分ケ取扱、且請負ノ切新田其外開発歟下年季中之分、諸願諸届等之儀、平兵衛方より御役所江直ニ差出候二付、村役人共よりも別紙書付を以申出、右新開場其外地所ニ付為見分、御代官并手附手代罷越候節は、平兵衛方并村方江も相達候間、村役人とも儀案内可罷出候、右は今般伺之上申渡候¹⁶石本の田畑は、他の百姓の田畑と区別されて取り扱われ、新田開発に関わるの諸願・諸届なども平兵衛から直接提出された。新田の見分に代官所役人が出役の場合も、村方とは別に石本へも伝えられており、石本の知らないところで新田の願書の採否などが決定されることはなかった。¹⁷

(2) 特権の内容

右に見てきた平兵衛および石本家の長崎代官所などに対する特異な立場は、御勘定所御用達となったことにより生じたものであるが、幕府が直接平兵衛へ与えた特権は、周知するように、①奉行所直支配、②扶持米支給、③永々帯刀許可、④居屋敷高七石余御年貢諸役免除、であり、これに⑤御目見と⑥献上物の許可、が加わったことにより更に同家の権威は高められた。では、この特権はどのように外から見られ、また石本において意識されていたであろうか、以下それぞれについて窺うことにする。

① 奉行所直支配

奉行所より直接接触を受け、また、御用の時には直接勘定所へ直接申し出ることは、平兵衛の特殊な身分を目

に見える形で示すものであった。上野が「是二而御代官迄之処大体切抜、元より庄官は頓着無之」（七〇〇一）と言っているのは、在地にいて代官の支配を受けないことを直接表現したものである。この奉行所直支配というところが、石本家が以後もつ特権の土台となっていた。

② 扶持米支給⁽¹⁸⁾

平兵衛への扶持数は最初から三人扶持であったわけではない。七月段階では、「田口公御慈恵二而十人扶持御調子二相成候処、下田公御調子二而減し、五人扶持之御伺二相成、是も御奉行御両君御引受被仰立二付、御掛り二而御調子被遊罷相成候」（三五九五）とある。すなわち、勘定吟味役の田口五郎左衛門は十人扶持として調整していたが、同役の下田幸太夫が五人扶持に減らして勘定奉行へ伺った。勘定奉行もこれで進める方針であったようであるが、最終的には三人扶持となった。扶持米の減らされた理由は現在のところ不明である。ただ、扶持数を決定する過程において生じた御用達願い下げの動きが、あるいは関係していると考えてよい。すなわち、「御扶持方之儀も河合公御心配被下置候処、外記公之より被仰込行違相成候段、扱々奉恐入候次第、何共奉申上方無御座候」（三五九五）とあることによっても伺われるのである。文中の河合は勘定所御殿詰めの河合鉛太郎であり、外記は長崎代官代理を務める羽倉外記である。

この発端の動きと成り行きは、「御扶持之儀も河合か骨折罷在ヲ、外記殿何か間違之事被申上、平兵衛ニ抱候趣浮置と被申込、其よりヲ戻し罷在候」（六五〇〇）とある。すなわち、高木代官名で、現在進行している平兵衛の御用達願いを取り下げようとしたものである。その直接の原因は、上野の強引な動きが長崎代官所側を反発させたものであり、もちろんこれには平兵衛が、長崎代官を動かさし、上野の求める二万両の書上を拒否しようとしたことによっている。しかし、勘定奉行以下多くの勘定所役人が上野を支援している関係上、最後は見えていたの

であり、筋書き通り「よりヲ戻す」ことになり、予定された通りの決着となったのである。

十一月には、昨年十二月に支給された奇特筋の三人扶持を合わせた六人扶持となることが決定した。

新たに支給される扶持は、奇特筋による扶持と共に浅草御蔵から受け取るようになっており、この決定には勘定方御勝手掛奥詰の大沢弥三郎、伊藤源之丞も骨折っておったとして、平兵衛へ厚礼の配慮を求めている。⁽¹⁹⁾

なお、扶持米は、平兵衛が遠国居住であるとの理由で、奇特筋の三人扶持ともに一ヶ年分溜めておき、年末に一度に受け取ることを願い出、許可された。⁽²⁰⁾

③ 永々帯刀

四年十二月、平兵衛父子はすでに「一生之内帯刀」を許されていた。平兵衛への永々帯刀には「二本、永々之義は早過」(一九五三七) るとの反対意見も勘定奉行にはあったようであるが、永々帯刀がゆるされた。上野は、二代目迄の帯刀は限定付の帯刀身分であるので軽く取り扱われるが、永々帯刀になれば身分は大違いであり、老中・若年寄などへ伺う場合も帯刀であり、ましてやその他の場所は当然であるから「中々天草ニ而御存無之趣、夫は妙ニ御座候」と感想を述べ、さらに、その身分にふさわしい態度を身につけて行動すべきであるとして、つぎのように勝之丞へ書き送っている。⁽²¹⁾

此場か彼ノ秀吉殿中川瀬兵衛太儀と被申候場ニ而、大人之二田山流ニ而、いつ迄も同し様二人之機嫌取ニ而は御家同し事ニ御座候間、其御心得ニ而加減被成、御代官役所等も下代御出被置可然奉存候、掛屋御断之方か上工風ニ御座候、外之御用達は宗門之節々支配江出候計、一向頓着不致候、陣屋も長崎も玄関通り当り前ニ御座候、年始季礼は作より同間ニ而請勿論ニ御座候、夫は御目見ニ付私ニ取計候訳無之、右之御取扱不致候ハ、御申越被下候、被仰達候様尻ヲ取り可申候(七七三三)

すなわち、俄仕立ての侍のごとく、今までも何も変わらずに人の機嫌を取るだけではいけない。武士と対等に処遇される身分となったのであるから、代官所でも同等であるとの態度を取ることが大事である。他の御用達は年数回支配の所へ顔を出すだけであるから、石本が勤めている代官所の下で年貢銀を取り扱うような掛屋なども断る方が上首尾である。富岡陣屋でも長崎代官所でも堂々と玄関から通り、同じ部屋で年始・季節の礼を受けるのも当然である、というのである。

また、勝之丞も平兵衛に対して、「御用達之内、是迄御切米被下置候ものは段々有之候得共、帯刀御免相成候もの無之儀と奉存、然ル処、当方帯刀之儀未永々相居り不申処ニ而、御用達願濟、此末永々之処ニ相障候儀は無之哉、御用達は段々同勤在之候ニ付、帯刀永々を取候ニは不面白儀は無之哉と奉存候事」(六九一〇)と、他の御用達と対等の付き合いをするには永々帯刀の身分になる必要を伝えており、永々帯刀の重みを現実のものとして認識するようになってきているのである。

④居屋敷高七石余御年貢諸役免除

居屋敷高七石六斗、反別七反六畝の年貢諸役が免除されることになった。御用達の仰せ付けに付随する居屋敷高年貢諸役免除については、筋違いとする意見も幕府内にはあったことから分かるように、これは非常な恩典であった。このことは「やしき被下之所は格別御手重く、御右筆方御調子奉承知候へは、天和三年三河国ニ而御城地之内ニ差上地いたし、其節居屋鋪御免許相成、其比迄ハ御政事只今通り無之、御老中方御出座御評席之被仰渡相成居、其例ニ引付ケ此節之御取計相成候段、御直ニ御沙汰有之」(一一四七〇)と、天和三年の三河国での居屋敷免許の例に引きつけて、御直の御沙汰にすることにも表れている。また、勘定奉行土方出雲守が、「屋鋪地を軽く心得候而は不相濟、町方ニ而は地子御免之例も有之候へども、御高引と申儀ハ東国・西国江近例更ニ無之、

此段ハ内々心得候様、除地などとハ訳合違候」(一一四七〇)と、東国・西国には近例がなく、高そのものをなくする除地とは訳の違う特別なことであることを呉々も申し聞かせるよう注意を喚起していることも、事の重大さを示し、まさに「又と出来候訳ニ無之」(一一四七〇)ことであつたのである。

したがつて、この機会を利用して、できるだけ多くの免除地を作り出すようと、上野もつぎのように指示している。

地方之事は老巧ニも御座候故、右弥太江も申聞相談仕候処、屋敷之儀は元高二さへ合候得は、ヶ所引分候而も、たとへは此所は作徳之収納小屋、此所は稲干場杯と色々可有之ニ付不苦、高二合候故飛々も可然旨、大名方始私式ニ至迄拝領屋敷元坪ヲ引分、式百坪拝領之内百坪ヲ下タニ出シ、百坪は残し置、金ヲ添相對貸いたし、百五十も式百も取、拝領之節より坪数増、其上ヶ所も二ヶ所、三ヶ所と成候事より考候事より、ヶ所々ニ成候儀は不苦よし示談仕候間、右之思召ニ而ヶ所々ニ被成、七石余之高不減様之御工風可被成下候(一一四七〇—一一三)すなわち、七石六斗の高に合いさえすれば、複数の箇所に分かれていてもよく、江戸の拝領屋敷では、箇所を分けて相對貸しして、拝領高よりも坪数を増やしているとして、高を減らさない工風が必要であると念を押している。

また、高七石六斗、反別七反六畝というのも、御勘定所限りの書上であり、御進達には反別の記載はなく、高も仰渡書にあるように「高七石余」と曖昧であることから、七石九斗九升迄は差し支えなく、反別も書上に合致しなくてもよい。高さへ七石九斗迄の引高になっているならば子細はない、と言うのが差出方御勘定の考である⁽²²⁾とされた。そのため「高七石九斗九升迄は宜敷、反別は無構何程ニ而も宜敷候故、其趣ニ御調可被遣候、掛江天草ハ何之子細無之趣とふとも出来候」(七〇〇一)と、上野は伝え、天草ではそれで何も子細はないであろうとしたのである。

これらの上野からの情報をもとにして、平兵衛は高木代官へつぎの三点について掛け合っている（二四七〇）。
① やしき地之所相成丈ケ一円之方宜く旨、其訳ハ境ニ御免地と申境木も立候よしニ而、ケ所く、ニ相成候よりハ、一ヶ所之方都合可然との儀ニ而、御領村ニ候得は如何様共相成候得共、佐伊津村ニ而ハ何分一円ニ七石余之場所無御座、差当りかへきへち又ハ買入仕候而は中ケく、割合あしく御座候、（略）ならば割合悪敷、又ハ手入りなどと申、ばつと心得ケ所く、有合之畑地など差添七石六斗之高ニ合候よりハ、丸モリ候だけ一円ニ丸め、何分引足不申分添地いたし候様、いづれ御賢慮奉伺上、治定取計方之儀、倅共迄かけ合遣申候ニ付、何卒宜御取計被下置候様偏奉願上候

② 反別之所も御書上通りニ七反六畝分ニ相成候而、高も七石六斗ニ相成候へは無此上訳合ニ候へども、元來間違ひ居候ニ付、反別之所は相まし候而も高さへ合候得は、反別は御伺直しニ而相済候様子、しかし此取計ハ御内々之所、上野公御下拵被成下候様御願申上置申候、ケ所く、ニ相成候処ハ是ハ稲干場、是ハ収納小屋と名目を付ケ候得ハ子細無之よし、江戸ニ而やしき拝領地之内、引分ケ之場所例有之趣ニ御座候

③ 被仰渡相済候ニ付而は、右やしき御免許之御伺御差出可被下処、手元之儀前書之通ニ而、左より右ニ直ニ取計も出来申まじく候付、何卒手当出来候迄之処、御ゆるめ置被下置候様、左候ハ、御伺御延引之処御不都合相成不申様ニハ内々ニ而御勘定所向取計置、沢田公江御打合申上置候様可仕、何分今日迄右之取計ニ掛り候間合無御座、いづれ此儀ハ沢田公江御相談申上、尚又重便可奉申上候

④ では、免除地とする屋敷地は一円であることが望ましい。しかし、御領村では如何様にもなるが、平兵衛の居所としている佐伊津村では、七石余の一円の場所はない。替え地・買地により高合わせをするよりも、一円にできるだけ纏め、不足分については添地として処置することにつき賢慮を伺い、治定するよう勝之丞へ指示しているの、宜しく取り計らうよう求めている。

⑤ では、反別七反六畝が高七石六斗になれば上々であるが、元来間違つて屋敷高・面積を申し出ているのであるから、高が合いさえすれば、内々に後で高の伺い直しも可能である。一円の地でなくても、稲干場・取納小屋と名目が付きさえすれば問題はない、との情報を伝えている。そもそもこの問題は、高・面積の申請が、勘定方で石本と連絡を取り合うことなく書き上げられたところに問題があった。勘定方では「やしき高ハ今少し多く書上候而宜敷」（六八三八―二）と、平兵衛の要求をできるだけ認めようとする雰囲気があった。そのため、屋敷高などを書き上げる際に、高反別は分からないと申したところ、遠方に問い合わせていたのでは間に合わないで、どうなりとも書き上げるように言われ書き上げたのが高七石六斗、反別七反六畝であつたのであり、最初から変更も予定の内であつた。

⑥ では、屋敷地が決まれば、屋敷地免許の伺いを代官所へ依頼することになる。高が決まっていることから変更は右から左に容易にできるものではないが、代官所の権限で可能なところまでの裁量、ゆるめを求めた。高・反別の曖昧な規定から紆余曲折したが、結局は新たな屋敷地を佐伊津村に設定することになる。六月四日付の平兵衛から勝之丞宛書翰には、その結果がつぎのようにある。

佐伊津やしき地之義、岸下之方至極吉地之旨熊善見立候旨御申洩之趣承知いたし、先々安心いたし候、右二付やしき地御手当御座候処、阿弥陀寺厚世話いたし被呉候旨重畳安心いたし候、いづれ岸下之方ニ御治定御手当被成置候ハ、帰郷之上早々右場所ニ一決いたし、はやく佐伊津方取堅メ致候二付、都合御次第やしき開方之義ハ夫ぞけ御手配被成候方可然候（六八三八―一）

すなわち、屋敷地の見立てがなされ、新たな場所が決定したのであるが、このためには土地の入れ替えが必要であつた。別の史料によると、「やしき地一件、高反別其外進夫公御もやう、佐伊津庄屋どの申分并高入之場所と見取入之場所江差かへ之取計方細々承知いたし候」（六八三八―二）とあり、高木代官・庄屋などの公権力・地域

に影響力の強い阿弥陀寺⁽²³⁾などが動くことにより強制的土地移動がなされ屋敷地が一円に確保されたと想像されるのであるが、平兵衛にはまだ不満があり、平兵衛の帰郷まで最終決定を留保するように勝之丞へ指示している。

⑤御目見

永々帯刀になれば身分は大違いと認識されたが、それに加え「御目見之ものニ成候上ハ別段之事」(七七三三)であるとされた。平兵衛の御目見を「日本之大将ニ天草之大将か御逢、稀成事難有事と実ニ奉存候」(六五〇三)と、上野は賞賛していた。また、今回の平兵衛の御目見は通常とは異なるものだと長崎代官高木も認識していたようである。御目見の手続きなどを尋ねた勝之丞に対し、高木が「別段之訳ニ相成候へハ、御取扱向も違候旨御尊之趣」(六八三八―一)と答えているのはそれを示す。まさに、「古来より百姓之御目見株出来候儀無之、是ニ而口開キ」(六五〇五)と言う希有のことであつたから当然とも言えよう。

御目見は「御着之上、年始御礼御序ヲ被願上候例ニ御座候」(六五〇三)と、御用達の仰せ渡しの席で改めて御目見を願ひ出ることが慣例であつた。そのため、平兵衛が仰せ渡しのために出府することが期待された⁽²⁴⁾。その仰せ渡しについて、四年十一月、上野はつぎのように平兵衛へ申し送っている。

一御身分之儀は、先達而申上候通、十五日迄ニハ被仰渡御召出可申、今日も土方殿江参候処、奉行直支配被成候事ニ付、古例之通御呼出と申事ニ而考候処、御費ニ候得共、被為召被仰付候家と鄙ニ而濟候家とハ全所ニ無之大違、此度は迄ニいたし申分残候而は不宜、迎も之事ニ極上々吉ニ仕上ケ可差上げと存、猶宜と願置候、大竹も右之通厚被申候、日出度奉賀候、御安度被為在御待被下候、四五日之内ニ急便御用状御召可申遣候

但、御省略ニ而御出府奉願候 (六五〇三)

すなわち、直接仰せ付けられる家と田舎で仰渡書を伝達される家は大違いであるとし、古例通り直接の仰せ付

けにより「上々吉」に締めくりたい旨を伝えている。上野には、つぎの段階である御目見の願い出が予定の内にあつたことは、先に述べた通りである。

平兵衛の御目見の許可は、老中水野出羽守忠成の死去により御目見決定の推進力が落ち、後任の青山下野守忠裕は新規のことができず、平兵衛の御目見許可なども延びのびになっており、許可が下りたのは、「出府之節々年始御目見」が天保五年五月廿一日、⁽²⁵⁾八朔・歳暮・五節句・月次の御目見は同年七月廿六日であつた。⁽²⁶⁾

このように、同年に相次いで御目見の許可が同一人へなされることは異例であり、そこに勘定奉行以下、平兵衛を御勘定所御用達にすることに働いた人々の動きを認めることができる。このことは平兵衛が勝之丞へ送つたつぎの書翰（六八三八―一）に詳述されている。

一御目見一条之義も年限なし之所一兩日之内ニぐらりと出来、妙計はいづれ面上と残候、然処本書申進候通御月並之処ハ何分野子も申上兼、元より御目見済口余り見事ニ相成、且御口達ニ而可被仰渡之処、御書取相成候様相濟、困穀も取計伺も却而御直達之処、遠国之訳を以御書取被仰渡候様内願いたし、別而御目見こそ御口達之処、何もかも願通相成候ニ付、御月並御見目（目見）之処ハ何分難申上、一旦出立いたし候筈之処、内実ハ去ル十八日奥之祐印早朝より内々呼ニ参り被罷出候処、御目見被仰渡相濟候へハ、直ニ御月並御目見相濟候様奉行中と申談、奉行心得を以申立相成候筈之旨内意御沙汰之処、則本書之通廿一日相濟、廿二日御願書御認、廿三日御進達相成候処、御老若も可然とて、奥祐江御下相成候処、田籠より御月並とハ法外之申立、御年始さへ十ヶ年目十分之処を、いつでも出来候様相濟候処、又御月並とハ御目見已上之訳ニ相成決而不相濟と争論同様相成、奥之祐一方よりハ格別之奇特ニ付不濟事さへ相濟居候ニ付、御月並も同様と被仰、平之祐印双方申立ニもて余し、年始之廉を以御月並御礼被仰付可然との評義書廿七日認指出相成候処、又夫にてハ不足とて

年始八朔歳暮五節句御月並

右之通被仰付候様、もし右之通難被仰付候ハ、五節句被仰付候様ニと調子候様御筆入相成、廿八日清書御老若江申上相成候処、不殘御廻し相濟、筆上青山公ニ廻り候処、例無之とて御目付江御下ケ相成候よしニ付、六月朔日之御間ニ合不申、もはや六月中ハとても何事も出来不申様相成候よし、御奉行方ハ六月朔日御目見相濟し、はやく出立為致度とて何もかも五月中ばたくと御濟し、六月朔日を御待申処、右之次第残念千萬御座候、余り上々過ぎ「故存し」付、鼻肩之引だおしと相成候事か御目付江下ケ候へハとても不相濟よし、十年相濟候節五節句之身分か八朔かニ可相成、夫も六ヶ敷とのよし、年始之廉を以御月並ニ相濟候へハ、もはや相濟出立可相成処、唯今にてハ上ケも下ケも出来不申、御奉行方も奥祐筆も手之出し方無之、御心痛之様子ニ御座候

右史料の流れを示すと、つぎの通りである。

- ①御目見については、一両日の内に急激な動きがあつた。
- ②本来口達で済まされる事が、遠国を理由にして書取の下付を願つたところ許された。
- ③平兵衛自身願い出ることを控えていた月次御目見を、目見が済んだらすぐさま奉行心得で申し立てる筈であるとの内沙汰が奥祐筆から伝えられた。
- ④廿一日の御目見の後、廿二日に願書が認められ、廿三日に進達がなされた。
- ⑤月次御目見許可について奥祐筆の田中龍右衛より反対の声が起こり論争となるが、年始から月次までの御目見許可について老中へ進達することになった。
- ⑥老中の青山は、前例がないとして承認せず、進達書を目付へ廻した。
- ⑦これにより、早期の許可の見通しはなくなり、奉行・奥祐筆も手が打てない状況になった。

この月次御目見をめぐる動きの中に、平兵衛の御勘定所御用達一件の異常性が集約されている。平兵衛を御勘定所御用達とし、厚礼で遇することを積極的に進める人々と、それに反対する人々の対立が表面化した。

通常ならば、反対派の主張する年始御目見許可も就任十ヶ年目で十分なのであり、それを就任直後に月次御目見まで許可することは法外のことであった。月次御目見が「御目見已上之訳」であることからすれば、当然の反対論であった。

これに対して、推進派は、平兵衛が特別の奇特者であることを理由に、すべてを一気に推し進めようとした。奥祐筆などの評議による評議書では、「年始之廉を以御月並御礼被仰付可然」と、両者の中を採った表現となったが、勘定奉行はそれを不足として、自ら筆を執り、年始から月次御目見までを盛り込んだのである。二月に推進派の老中水野忠成が亡くなり、青山忠裕に代わったことが誤算であった。老中座へ上げられた清書は他の老中のところは問題なく通過したが、青山のところまで止まった。理由は「例無之」であり、その可否の妥当性が調査されることになったのである。前例主義を重視する幕府にあつては当然の判断と言えよう。

これにより、五月中に何もかもバタバタと済まし、六月朔日の月次御目見を済ましてから江戸を出立しようとした計画は潰れた。「年始之廉を以御月並」に見なすことにしたならば、すべてがうまく行くはずであったが、推進派の欲張りすぎた要求により、まさに「余り上々過ぎ故存し付、蟲眞之引だおし」となったのである。前例に倣えば、十年目後に五節句の身分か、八朔の御目見許可の身分になるか、それも難しいと言われているのである。事ここに至つては、ただ見守る外はなかったのである。

この間、平兵衛も御目見許可を求めて動いていたようであるが、以後成り行きに任せ、静観することにした。⁽²⁷⁾

その後の展開については詳らかでないが、先に述べたように、驚くべきことにわずか二ヶ月遅れて七月廿六日、八朔・歳暮・五節句・月次の御目見を許可することが仰せ渡されたのであり、当初の予想とはやや遅れはしたも

の、推進派の考えたとおりの結果で決着したのである。

⑥ 献上物許可

幕府へ公式に献上することは、その身分にあることを確認し、他者へも身分を意識させることになる。平兵衛は、天保五年八月八日、年始御目見の節、三本入扇子箱を差し上げることが願い出、許可された⁽²⁸⁾。

4 波及効果

御勘定所御用達となることにより生じる実利は、右の④の外にどのようなものがあるであろうか。

上野伸右衛門が一つの例として示したは、大名貸しの有利性ということであった。

御勘定所附用達拾人衆および武鑑に乗る為替組御用達中等が大名方へ取替金をし、出入になった時に、切金にならないように証文が作られるとして、森川五郎右衛門より牧野越中守への返済遅滞のため出訴となった実例を挙げている。

借用証文は通常の形態であるが、最後に「前書之通相違無御座候ニ付、万一返済滞候節は、領分収納米ヲ以可及御引渡候」(六五〇一)とある点が異なる。すなわち、返済遅滞の際には領分の収納米を引き渡すことが家老が保証する証文である。

大名の借入金返済が遅れた場合には、年貢収納米で返済する旨の記載は、御用金貸付(公金貸付)に共通するものであるが、御用達よりの貸付もそれに倣うことが許されたのである。

この例を示した上で、つぎのように平兵衛へ御用達となることを勧めている。

右は、御用達申上候節可申上筈ニ心得候処、申上落候、大名方江御取引之節丈夫之御工夫之一ツニも成可申と

御用達之趣私ははまり、御すすめ申上候儀ニ而、右ニ而切金ニ不成早々濟被仰付候上ハ、御手元ニ而御貸付金御取扱も同様之趣意御丈夫かと奉存候、如此私はまり宜キ御難渋引出候ては、此上之御すすめは申上兼候得共、柳川辺杯其外御取引御心得之ため、今日存出候故、柳原殿ニ而当四月被仰渡候振合写取置候分差上候事（六五〇一）

当時、平兵衛が柳川藩政に関係し、また薩摩藩・相良藩・島原藩など共も、関係を持っていたことから、石本にとつても御用達のもつこの面の力は魅力的であつたと思われるのである。

勘定所御用達になつたことにより、大名へもいらぬ気を遣わなくてもよいことを上野も盛んに強調するが、現実の場面において石本がどのように変化したか、また変化しなかつたか、今後の興味ある課題である。（未完）

注

(1) 石本文書二五七六。石本平兵衛が御勘定所御用達に仰せ付けられた年月については、天草郡五和町の石本家に所蔵される史料中に、天保五年二月廿四日付の「御勘定所御用達被仰付御扶持方三人扶持被下置候被仰渡書」（幕府一五）、「永々帯刀、居屋鋪高七石余御年貢諸役御免除被仰付候被仰渡書」（幕府一七）の二通があり、また、「石本文書」六八三八―一には「高木作右衛門御代官所肥後国天草郡佐伊津村石本平兵衛儀、此度御勘定所御用達被仰付、御扶持方三人扶持被下置候旨、水出羽守殿御差函ニ付被仰渡候」と、天保五年二月廿四日付で仰せ渡されており、正式の伝達が江戸でなされたことは明らかであるが、巳（天保四）十二月二十六日付史料に「去月十八日、自分名代御殿江可罷出旨、大竹庄九郎殿より切紙ニ付、羽倉外記殿登城有之候処、別紙之通土方出雲守殿被仰渡候間、申渡候」（幕府一四）ともあり、四年十一月十八日に高木の代人の登城が命ぜられている。「石本文書」二五七六の記述は、以下の本論に見るように、この時期には平兵衛の御勘定所御用達は決定しており、この時期を示しているとも考えられる。なお、石本家の文書は、九州大学九州文化史研究所と五和町の石本家に分かれて所蔵されている。前者を「石本文書」、後者を「石本文書」と区別するが、本論文では「石本文書」利用の場合は、整理番号のみを記すことにする。

(2) 百姓身分にて勘定所御用達となり、御目見が許されたことの異例さは、「在方之もの御用達相成候儀、古来より無之御座候」（六

四九九)・「何れも古来より百姓之御目見株出来候儀無之、是二而口開キと被仰候」(六五〇五)と指摘されている。

- (3) 武野要子「近世長崎に於ける貿易業」(『九州文化史研究所紀要』第三・四合併号)・「薩摩藩の琉球貿易と貿易商人石本家の関係」(『九州経済史論集』第二卷)、黒田安雄「文化・文政期長崎商法拡張をめぐる薩摩藩の画策」(『史淵』一一四)、安藤保「近世後期石本家と薩摩藩の関係について」(『九州文化史研究所紀要』四五号)・「文政・天保初期の薩摩藩と石本家(一)」(『史淵』第一四〇号)

- (4) 本論で扱う時期の天草の支配は、文政三年一月、長崎代官高木による当分預所より長崎代官所支配所となり、天保三年の一時期(三月〜六月)が日田郡代塩谷大四郎の預所となったことを除くと、一貫して長崎代官所の支配下にあった。石本平兵衛は、熊本藩家老長岡山城の妹お茂勢と高木の嫡男栄太郎との結婚を文政三〜五年までかかって世話し、持参金や高木および家臣への祝い金、銀四〇貫目を調達するなど私的面でも高木家とは密接な関係を作っていた。さらに密接な関係があったことは富岡役所詰め元締め上野伸右衛門である。上野は、平兵衛の御用達株取得の中心者として働くが、逆に上野の子次郎橘の同心株取得には当たっては、その資金一切を平兵衛が出している。これについての詳細は別稿を予定している。

- (5) 石本平兵衛が最も希望していたのは、現状の経済基盤を失うことなく身分を変えること、例を挙げれば、「天草在住にして江戸町人」となり、代官支配を逃れることであつたようである。平兵衛がこのような願望を持つようになった理由については未解決である。

- (6) 続稿の掲載予定は、つぎの通りである。

三、決定までの過程、は「石本平兵衛御勘定所附御用達の決定過程について」および「勘定所御用達決定後の石本家」に改題して前者は『九州文化史研究所紀要』第四八号、後者は科学研究費研究報告(代表者 安藤 保「近世、西国における在郷商人に関する総合的研究」)。四、上野伸右衛門との関係、は「上野伸右衛門による株入手の問題」に改題して、科学研究費研究報告(同)に掲載する。

- (7) この扶持米は浅草で受け取ることになっているが、証文による扶持支給によって初めて「本之御証文扶持受取人」となるのである。石本の名前と代官の奥判・手札で受け取ることになっている。勘定方役人でも支配勘定になって初めてこれが許された(一五九〇五)。

- (8) 平兵衛と上野との上申書についての理解の違いは、上申書を「道具」として割り切るか、否かということにあった。「道具」と

して捉えるならば、書かれたことが真実のみでなくてもよいとする。②については、初二〇〇石備蓄していた時期もあるが、それは年次違いの時のことであり、文化三年からではないとする。また、既に御勘定所御用達が決定した後のことであるが、勝之丞が上野に対して、提出した上申書の写しを求めたのに対して、上野は「見ぬ方か上二而、どの手も成共天下取候上は、天下二相違無御座、此上は御安居奉祈候」(七〇〇一)と書き送っており、結果が良ければそれでよく、過程は穿鑿しない方がよいとしている。その上、このような方法は上野ばかりではないとして、「私身分杯は書付ニ認候共、あしき事計有躰ニ不認か花二而、山ニ当候位は恐入候得共、悪ル口ニ申セバ、私も進夫(高木代官)も山ヲ書上候ニて相違無御座」(二二九九八)と言い切っており、平兵衛も高木代官の上申書などに嘘があることを知っていたことは、上申書中の間違いを指摘していることから明らかである。高木代官・上野は、結果を出すための「道具」とすればよいが、石本はその内容に拘束されることを恐れたのである。しかし、結局は平兵衛も「道具」として承認せざるをえなかった。

(9) 「石本家文書」幕府一七。

(10) 勘定奉行宅での御用達の申し渡しは、「土方二而土間江出候は無官之御百姓ニ御座候故、先ツ土間江出し、小」持之御仰申渡、居屋敷被下、直ニ縁江上ケ、御用達申渡、夫より座敷通玄関江御出ニ被成候」(七七三三)とあり、先ず最初土間で「」が申し渡し渡される↓居屋敷が下さる(居屋敷高の年貢諸役の免除か)↓縁に座が直って御用達の申し渡し↓座敷へ通ってから玄関から出る、との手続きでなされた。

(11) 石本の処遇については、上野は石本へ情報が入り次第伝えている。四年七月にはつぎのようになるであろうとの見通しを伝え、十一月十四日付史料(六五〇三)でも、最終的な大項目が伝えられている。

御用達相済候上心得方(三五九五)

一江戸・大坂江出店不入

但、御向々御用向、高瀬二而相済候由

一道中自分先触、御勘定附御用達名前

一国も所も不入、手代中通行之節、石本添書

一上下勤

一御用掛り、旅中等は縁取袴

一 村役人等之進退無之事

一 御勘定所江罷出候節、下御勘定所は玄関通、御殿は湯吞所より

一 町奉行所始、所々御玄関通

一 住居先町奉行所始御代官役所迄御玄関通、御役所江罷出候節は、掛り之与力、御代官は御手代前ニ出用向取計之事

一 手代共、右同断、町奉行所は中の口より通、平日袴・羽織、品ニ寄肩衣着用

一 御大名方江罷出候而も間内江帯劔ニ而這入、御旗本方も勿論之事ニ候

一 諸触事は居町之名主より家並ニ達し候得共、尾州白島中村惣兵衛は御役所より之御達、此方は勿論御役所より御直触之旨

一 此方玄関ニ御用高張一対差出候事

但、裏ニは御勘定所と認之事

一 御紋付熨計目は御目見致候上ならてハ不相濟、江戸ニ而十人衆并尾州白島の例有之由

一 御用向ハ御支配ニ不拘御勘定御取箇方御組頭江書付差出候儀ニ而其地之御支配ニハ無拘よし

一 一年頭御目見之儀は、遠国之儀ニ付五ヶ年ニ壹度宛願立候ハ、夫ニ而相濟可申旨

一 御用達相濟、三ヶ年相濟候得は、江戸ニ而町屋敷拝領可被仰付旨

(12) 石本平兵衛および手代の旅行に際し、規定通りの公用人馬を要求し、円滑な通行を求め、それが認められていることは、つぎで明らかである。

覚〔石本家文書〕幕府無番

一人馬 拾六人 一本馬 五疋

右は、就御用石本平兵衛儀、今廿三日柳川出立、長崎江罷越候条、書面之人馬宿々無 遅滞御差出、猶川越（以下欠）

御用有之出立延引いたし候ニ付、明十九日爰許出立柳河江罷越候条、書面之人馬宿々無遅滞御差出、猶川越渡船場等差支無之様
頼入存候、已上

四月十八日 御勘定所御用達 石本平兵衛手代 河野茂久平印

従久留米 柳河迄宿々 問屋 年寄中

石本平兵衛と御勘定所御用達

天保六未年五月七日、江戸出立之節人馬被下候被仰渡書〔石本家文書〕幕府三六

御勘定所御用達 石本平兵衛

其方儀、此度帰郷致し候付、願之通人足五人、馬二疋、御定賃銭相払、其余人馬入用有之節は、相對雇之積り可相心得、尤道中筋不取締無之様可致候

(13) 〔石本家文書〕幕府一二

(14) 一切支丹宗門之儀、先年被仰出候御法度書之趣遂詮議、家来(右脇に、召仕・名子百姓)至迄切支丹紛敷宗門之者無御座候二付、銘々寺証文取置申候、依之此段申上候、以上

天保五年十一月

御勘定所御用達 石本平兵衛

御勘定所〔石本家文書〕幕府二六

(15) 勝之丞の取扱いについては、勝之丞が御用達見習いになった場合は、平兵衛同様の扱いとし、それ以前は、つぎの史料にあるように、平兵衛は長崎年寄とは訳の違う身分であるが、長崎年寄の倅に準じた取扱いを指示し、差し支えがあればその節達するとしている。

平兵衛倅勝之丞取扱方之儀、見習被仰付候ハ、本人同様可被心得候、尤見習不被仰付已前之儀、御当地之振合申達候候而も其地仕来ニ振候儀も可有之、長崎町年寄共儀は年始御目見もいたし候、平兵衛儀は年始八朔歳暮五節句月次御礼御免之者ニ而訳違候得共、其地ニ而は取扱方は右年寄共倅長崎奉行所ニ而取扱振合ニ准可被取計候、猶差支之儀も有之候処、其節可被申聞候(七〇八五)

(16) 〔石本家文書〕幕府三七

(17) 代官所から石本へ通達する場合も、年次は断定できないが、庄屋を通さずに直接伝えられた。〔石本家文書〕幕府三七の包み紙の上書きに「此御差紙より村役人御呼出無之、御直御差紙ニ相成、平兵衛儀は長崎江居合、御差日御請相済、勝之丞儀は於富岡御役所御請相済、正月十五日長崎江御礼罷出」とある。文書は七月付であるので、「正月云々」とあることは本来この文書の包紙であつたかは疑わせる。

(18) 平兵衛は、「永々と屋敷地之儀は、御用達被仰立之御伺書ニ而先便奉承知罷在候へ共、又々御扶持と申候義は夢ニも不奉存候処、御慈悲之程如何様ニも難奉申上」(三五九五)と、扶持支給については思いも寄らない慈恵であるといっている。しかし、天保三

年の高木上申でも②④の三ヶ条が求められているのであり、後に述べる御用達断りの言い訳として幕府の慈恵を強調しているかのように思われる。

(19) 扶持米の受取については、天保五年二月「御扶持方之儀、浅草於御蔵頂戴之儀御進達相濟、今明日中ニも御沙汰ニ相成候趣」(一四七〇)とあり、また「御扶持も御用達之分は、御代官方同様奉行直宛ニ而御請取相濟、奇特之方も此廿六日頃ハ浅草より御請取ニ濟候筈、勿論直入届ニ御座候」(七〇〇一)とある。

(20) 御勘定所御用達 石本平兵衛「其方儀、御用達被仰付候ニ付被下置候御扶持方三人扶持并奇特筋を以永々被下置候御扶持方三人扶持共、願之通当正月分より以来老ヶ年分充溜置、毎年十二月ニ至一同請取可申候」(「石本家文書」幕府三四)

(21) 平兵衛の下代として江戸で勤務する茂久平に対しても、田舎風を排し、江戸風になり、その身分にふさわしい行動・態度をとることを求めている。

茂久平始必袴用一旦本格ニ勤候事ニ御座候、仕癖か第一ニ成、遠慮も事ニ寄、天下取 之節は跡ハ兎も角も、天下らしく取付ケ不申候而は不宜候、本格ニ御勤御おし付ケ被 下候、私居候は、江戸之通りニ直し候得共、御遠慮家殊ニ進夫始鄙風ニ而、已九より 人かよく成候は不悦風ニ付、御案思申上候(六五〇三)

(22) 「やしき一件進夫公江掛合之写」(一一四七〇)

(23) 阿弥陀寺承知いたし被呉、且中道つづき手ニ入一円相成重疊ニ御座候、しかしいまだ書上通候にも不足ニ相成、全く末々迄之損失相成候ニ付、浜手にてもどこにてもやしき造之方、今少し手ニ入、七石六斗已上ニ相成候而も此上買入まし度、得と御せんさく可被成、依而帰郷迄は引延遣申候ニ付、其御含ニ而御進退可被成候(六八三八―二)

(24) 御用達の仰渡には名代を出すことも可能であるが、勘定組頭大竹・勘定奉行土方も平兵衛の出府が必要との判断であったことを伝えている。

大竹殿・土方殿江も被及相談候処、初年か大事ニ而、御代官ニ而被申渡候とは是非隠居家督御殿ニ而被仰付候とは家格中々天地之違、鄙ニ而濟候身分ニ而は、御目見も難計不成行、夫ニ而はおしき事ニ有之、千万金積候迎御目見年始丈ケ申上、御株時節ニ寄難出来候間、是非罷出候旨共御内評掟の候趣御談ニ付、申執はいたし置候得共、多分被召候趣も奉存候(六五〇五)

(25) 「石本家文書」幕府二〇

(26) 御勘定所御用達「石本平兵衛

石本平兵衛と御勘定所御用達

其方儀、御国益筋等之儀厚く心懸候ニ付、此度別段之訳を以八朔・歳暮・五節句・月次共御目見被仰付間、猶此上弥相励遺失無之様可取計候

右加賀守殿御差函ニ付申渡之（「石本家文書」幕府二一）

(27) 平兵衛の他役人への根回し運動と静観については、つぎのようにある

上ケものハ御受無之、一寸く御玄関迄罷出奉伺候迄之事ニ而、此上色々之手を出し候へハ御役所様江御心配相掛候ニ付、もはや何事にも手を不出、御月並御目見之否ノ分り次第はやく出立致し度候（六八三八―一）

(28) 「石本家文書」幕府二四